グローバル化した世界経済における通商システムの動向と自由貿易論*

――自由貿易論はどう変わっていくのか――

新飯田 宏*1)

Recent Movement of Globalized World Trading System and Theory of International Trade

-Which Way Will Traditional Theory of International Trade Direct Toward?

Hiroshi Niida

ABSTRACT

Recent trends strengthening Agreements on *Rules of Origin and Local Content* Requirements seem irrelevant to further the objectives of the Uruguay Round of Multilateral Trade Negotiations and to the fundamental idea of the GATT-WTO system. These trends are characteristic of closely related to Free Trade Agreement on regional integration such as EU and NAFTA, while World trade's achieving rapid globalization of economic activities. Whether the Rules and the Requirements on direct investment do violate the idea of the GATT-WTO system might be an important problem. However, the very nature of the Rules and the Requirements is surprising viewed in terms of the traditional explanations for international trade, which stress differences in technology and factor endowments as reasons for trade. The purpose of this paper tries to present a tentative idea towards globally contestable markets from the traditional theory of international (free) trade, investigating substantial growth in the volume of world trade and investment.

要 旨

「現地生産」や「ローカルコンテント」に関する規制が強化されている最近の世界貿易

^{*1)} 放送大学教授(社会と経済)

^{*}本稿は、2000年1月11日に放送大学で開催されたコンファレンス『現地生産・ローカルコンテント規制』に提出された論文「グローバル化した世界経済における通商システムの動向」を加筆修正したものである。会議に参加された方々との討論、とくに柳赫秀教授(横浜国立大学大学院国際社会科学研究科)との討論を通じて、通商法に関連する諸規定などについて多くの示唆が与えられた。ここに記して感謝の意を表したい。

の動向は、貿易の一層の自由化及び拡大の実現を目的とするウルグァイ・ラウンド協定、それを引き継いだWTOの基本理念とはおよそ相容れない保護主義的な傾向に見える。しかも、この傾向は世界経済のグローバル化が急速に進展している一方で、EUやNAFTAなどの地域統合・連携に関する自由貿易協定と密接に結びついているのが特徴である。かかる直接投資に関する規制自体、単なる自由貿易の理念に関する哲学上の問題ではない、生産要素の賦与状態や生産技術の差異を強調する伝統的な貿易論の観点からすれば、理論的な前提と矛盾する状況だからである。この小論の目的は、最近の動向を追いながら、伝統的な自由貿易論がグローバルなコンテスタブル・マーケットに向かっていることを試論的に示そうとするものである。

I. はじめに

(1) 自由・無差別・多角的な貿易システムの構築を目指したGATT(関税貿易に関する一般協定;General Agreement on Tariff and Trade)体制は,ウルグァイ・ラウンド(1986-94年)を経て,1995年1月WTO(世界貿易機関;World Trade Organization)に引き継がれた。ウルグァイ・ラウンドでは,急速なグローバル化の進展に対応して,財貿易の自由化に止まらず,サービス,労働,投資,情報,技術,金融などの多様な自由化に向けた通商システムの基本的な協定が締結された。WTOはこれら新分野における具体的なルールの整備と紛争解決手続きの強化(パネルの設置)にその役割を発揮しつつある。しかし,これらグローバル化の進展の中で,世界貿易体制の枠組に影響するいくつかの新しい要素が出現し,問題をより複雑にしている。

一つは、アジアを初めとする開発途上国の急速な経済発展と世界貿易に占めるシェアの拡大、および旧社会主義国の世界自由市場への参加といういわゆるエマージング・マーケットの問題である。いまや、エマージング・マーケット抜きにグローバル化を論じることはほとんど意味を持ち得なくなっている。他方で、一見グローバル化に逆行するかに思えるEU、NAFTAに代表される地域統合が、地域間の自由貿易協定を中心として世界的に活発化している問題がある。もちろん、これらの地域統合には、アジア、南米、アフリカなど開発途上国同士のものも含まれている。地域統合の誕生は、例え一時的にせよ、具体的な取引となると、域内と域外を差別するルールが決められているのが普通である。世界全体の資源の効率的な配分と経済厚生の向上というGATTの原則的理念と、かかる新しい地域主義の方向はどういう関係に立つのであろうか。

昨年のシアトルにおけるWTO加盟国の閣僚会議は、グローバル化の進行とともに多様性を増している貿易の自由化問題がいかに複雑な問題を抱えているかを象徴していると言えよう。実際、WTOの新ラウンド発足のために開催された1999年11月のシアトルでの会議は、一般市民を巻き込んだ異常な混乱の中で、具体的な交渉への日程も決められないまま流会したのは記憶に新しい。ウルグァイ・ラウンドの最終局面でWTOに任されたGATS(サービス貿易に関する一般協定;General Agreement on Trade in Service)、TRIM(貿易関連投資措置に関する協定、Trade-Related Investment Measurements)、TRIP(貿易関連知的所有権の諸側面に関する協定、Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights)などに関する具体的なルール作りはすべて今後に持ち越された

のが実情である。それはまた、多様化した貿易自由化の問題がNGOを中心とする市民社会と密接に関係することをも鮮明にした。

この小論の目的はグローバル化の一方で、「現地生産・ローカルコンテント規制」などの保護主義的政策の強化に見える最近の動向を、自由貿易論の観点からどのように評価されるのかについて一つの試論を提示することである。

(2) 言うまでもなく,GATTの時代においても,貿易の自由化が順調に進行したわけではない.1947年のジュネーブにおける第1回関税引き下げ交渉以来,ウルグァイ・ラウンドに至るGATTの8回の多角的貿易交渉の歴史が示すように,世界的な景気低迷期,ないしある国の特定産業の不況期には,一部の国ないし地域において保護主義的な動きが台頭し,時に自由で開放的な多角的通商システムの協定に違反するとも思われる保護主義的な事例 $^{(\pm 1)}$ が多発してきた(尤も,これに対する危機感が次々と新しいラウンドの誕生を促したことも確かである).この傾向は,WTOに移行した後でも変ったわけではない.最近の例をとっても,マレーシアの「輸出促進・輸入削減計画」(1997年10月),インドの「特別追加関税」(98年8月),アメリカの鉄鋼業界による98年以降の「アンチ・ダンピング」提訴の頻発と,米国74年通商法301条によるセイフガード措置の発動要求などがある.

以下では、私の関心にしたがって、議論の中心をほぼ次の3点に絞りたい。第1は、グローバル化の結果として、通商の範囲が狭義の古典的な貿易からサービス、投資、労働、知的所有権、金融などの資本を含む広義の生産要素の国際間移動の問題に拡大したことに関連して、その資源配分効果を評価するのに、どういう視点が新たに必要なのかという問題である(第II節)。第2は、ウルグァイ・ラウンドの前から活発化していたEU、NAFTAなどの地域統合ないし連携の役割を、グローバル化の下での多角的通商システムという観点から、戦略的な意義を含めてどう評価するかという問題である(第II節)。第3は、これら2つの問題と密接に絡むアメリカの通商政策をどうみるかの問題、とくにアメリカによる最近の反ダンピング提訴の多発問題を取上げたい(第IV節)。1947年に挫折したITO(世界貿易機関;International Trade Organization)構想以来、行政執行者としての大統領府とGATT、WTOを批准しないアメリカ議会との微妙な関係がアメリカの通商政策に複雑にしているからである。

全体を通して、古典的な自由貿易の理念はグローバルなコンテスタブル・マーケットに向かっているのではないか(第V節)、という私の印象を論証することになろう.

Ⅱ. サービス・投資の自由化の現状と理論的側面

90年代以降の急激なグローバル化の進展に伴って、サービス貿易・対外投資ともに財貿

注1) 比較的新しい例を挙げれば、1970-80年代にかけて、伝統的な輸入数量割当とは異なる戦略的貿易政策として、VER(輸出自主規制)が頻繁に採用され、日本の対米・対欧への自動車輸出が具体的な対象になったことは、今も記憶に新しい。しかし、ウルグァイ・ラウンドの合意で、VERの資源配分への悪影響が共通の認識となり、各国の保護主義的な政策手段としては適用されなくなった。保護貿易手段としてのVERをめぐる問題については、新飯田宏「輸出自主規制の政治経済学」、倉沢・若杉・浅子編、構造変化と企業行動(日本評論社、1995)pp.211-246を参照されたい。

易を上回るスピードで成長している(図1,図2)。同時に、国際間の利害対立も、次第に財貿易からサービス貿易・対外投資の問題に移りつつある。WTOは現在、新しいラウンドに向けて、多様化した貿易の自由化に対応したルール策定を模索している。

(1) サービス貿易の自由化

1) ルール作成の現状

理論的には、グローバル化によるサービス貿易の自由化の進展は、サービス分野自体の効率の向上に資すると共に、垂直的な外部効果を通して製造業自身の生産性の向上にも貢献する. したがって、世界経済全体の資源配分の効率性を高める効果を期待できる筈である.

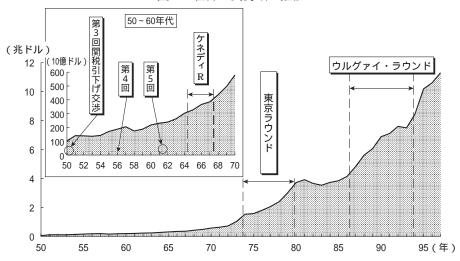
実際には、ウルグァイ・ラウンドで作成されたGATSにしたがって、加盟国はMFN(最恵国、Most-Favored Nations)待遇、透明性の義務などが原則としてすべてのサービス分野で義務づけられることで合意した(現在では、海運を除いてはすべて交渉は完了している)。しかし、金融、通信、流通、運輸などサービス内容の著しく多岐にわたる業種を1つの基準で扱うことが困難なことから、実際には11業種に分類されたそれぞれの業種について、4つの取引形態ごとに自由化を約束していく仕組みになっている $^{i\pm 2}$)、いわゆる漸進的自由化である。

しかし、GATSの協定では、規定の範囲がMFN待遇、内国民待遇、市場アクセスなどの基本的枠組に止まっていて、GATTが規定していたセーフガード、補助金、政府調達などについての具体的な規定が存在していない。このため、透明性、最恵国待遇などの基本的な枠組みを除いて、具体的なサービス分野の自由化となると、2000年からの交渉に持ち越されたものが殆どである。サービスは本来、その消費と生産が同時に行われる性質上、サービスが提供(消費)される際の取引慣行や国内規制がとくに重要である。とくに、生産者と流通業者間に発生する垂直的外部性や、流通業者間に発生する水平的外部性を効率的に管理することを理由に、生産者または流通業者によって意図される各種の流通規制や排他的な参入規制(例えば、店舗サイズや営業時間の規制、さらには取引範囲の限定やフランチャイズ制など)だけでなく、政策当局の産業政策が結果的に国内産業への不透明な参入障壁を形成しやすいからである。さらに、各国競争政策当局の独占禁止政策運用に関する基本的なスタンスの相違や、市場監視(市場調査)能力・政策実行能力の違いなどを反映して、政府の各種の諸規制が結果的にグローバル経済における市場参入を制約することになり易い。

つまり、サービス貿易の分野において、グローバル化に対応した多角的通商システムがうまく機能しないとすれば、それは各国の産業組織を形成している市場構造、民間企業の市場に対する競争戦略や、政府の競争政策に対するスタンスの相違といった制度に直接関わる問題に関連しており、財の貿易とは本質的に異なる困難な課題を含んでいる。各国の制度、産業政策一般を国際的に調和させていかざるを得ない面を含んでいるからである。

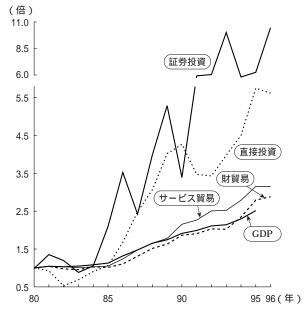
注2) 分類されている11の業種は、実務、通信、建設、エンジニアリング、金融、流通、教育、環境、娯楽、運送、社会事業、および健康の各業種である。また、4つの取引形態としては、越境取引、国外消費、業務上の拠点、および労働に分けられている。

図1 世界の貿易額の推移



(備考)各年の数値は輸出と輸入の合計額 (資料)IMF, Direction of Trade Statistics

図2 世界の名目GDP,財・サービス貿易,直接・証券投資の推移(ドルベース)



(備考)80年 = 1 とする。貿易については輸出, 投資については対外投資。資料IMF, Balance of Payments Statistics しかも、通信・情報技術の急速な発展、例えば、電子商取引の拡大などの問題に対しては、既に発効したGATSの規定では実態に対応できいないという問題もある。このため、新しいサービス分野の利害調整の多くは、2000年以降の次のサービス交渉に持ち越さざるを得なかったというのが実際である。

この点に関連してとくに目立つのは、サービス分野の市場開放を要求するアメリカと、低い生産性を理由にサービス産業に各種の規制を実施している諸国との間に、多くの利害の衝突と調整が行われてきたことである(例えば、日米間のいわゆる構造協議の諸項目を参照)。したがって、自由化を約束しているサービス分野については、各国が留保している事項を除き、内国民待遇の確保と貿易を阻害している量的規制(供給者数、取引総額、雇用者数、企業形態など)を撤廃する義務を着実に実行させるように、セイフガード、補助金、政府調達、自由業などについて透明なルールを緊急に策定する必要があろう。

2) 制度・政策の国際的調和と資源配分の効率性

以上の説明から明らかなように、サービス分野の自由化には、単純に関税の設定などの水際措置によって自由・無差別・多角的な通商システムを確立することはそもそも不可能である。各国の競争政策、市場制度、商慣習、商品の標準化といった広い意味での経済制度の調和が必要である。もちろん、各国の生産要素の賦与状態や国民の趣向が異なる以上、すべての産業分野で各国が全く同一の制度を設計できるわけではない。しかし、効率性の追求とか、生産性の増加とかの同じ目標の行動であれば、サービス分野でも制度を同じにする余地は可能な筈である。しかし、現在の交渉方式では、特定の分野ごとに、個別の国との2国間で交渉する、いわゆる「request offer」方式であるために、とくにサービス産業の生産性が低い発展途上国を含めた全般的な自由化にはなっていない。

産業内貿易の議論が示唆するように、収穫逓増的な生産技術と、製品差別化を背景に成立している先進国間貿易では、どちらの国が同一産業内のどの財に特化するかは理論的に決まるのではなく、歴史的な偶然性によって決まる性格のものである。したがって、これに対応するサービスについても、それぞれの国の特徴を反映した固有のサービスによって決まっている可能性が高い。とくに、消費習慣に関連するサービス産業は、人々の文化とか趣向に関連した特徴をもつものになる傾向があるだけに、短期的に各国共通な制度が出来上がるとは思えない。また、その必要もないであろう。もちろん、共通の目的にとってサービス内容が単純に同一である場合には、ある国のそれが非効率であれば、そのようなサービスが消滅していくのは当然であろう。とくに、同一のサービスでありながら、ある国が非効率性を温存するような政策に固執する場合には、ある程度の制度的な調和は国際間で可能だし必要だろう。しかし、すべてが同じでなければならないわけではない。

ヘクシャー・オーリンの伝統的な要素比率理論で説明される産業間貿易についても,各国の産業分野に対応したサービス分野が固有に成長するであろうから,ここでも各国の制度が完全に同一化するわけではない.そもそも,比較優位とは生産性の差に基づくもので,それが各国の消費パターンと結びついて決まるサービス産業の特徴も,各国で異なって当然であろう.それだからこそ,例えばマーケッテングに優れた経営資源を持つ企業の直接投資が行われるのである.具体的には,そのような企業のサービスや資本による外国市場への参入機会が人為的に阻害されない限り,資源は最適に配分される方向に向かう筈である.

(2) 海外投資の自由化

1) ルール作成の現状

グローバルな経済活動は財・サービスの貿易だけでなく、外国への投資を通じて相互に補完的に拡大してきたと言えよう。古典的な貿易・投資理論では、貿易と直接投資は代替的であると考えられていたが、通信・情報・金融・流通などのサービス産業のウェイトが上昇するにつれて、貿易と直接投資の相互補完的な傾向は顕著であるように見える。一つには、サービス産業の特徴である生産と消費の同時性の性質もあって、サービス産業に対する各国の規制緩和や民営化の進展とともに、サービス貿易の成長とサービス産業の直接投資が補完的に増加したからであろう。いま一つは、直接投資が単なる多国籍化ではなく、一企業内部で生産工程間の国際分業を推進するグローバルな直接投資が国際間で展開されるようになったから、例えば機械部品貿易の拡大が機械産業の直接投資を同時に伴なうかたちで発展することができるのである。伝統的な貿易論とは異なる産業内貿易の一つの特徴といえよう。

さて、投資が開発途上国を受け入れ国として展開される場合は、不足する貯蓄の供給源としてもちろん重要だが、とくに最新技術の移転、経営技術に関するノウハウの移転という経済の基本的構造に貢献している点がとくに重要である。直接的には、労働や資本財などの生産要素に対する需要の創出を通して、近年の経済成長に大きな貢献を果たしていることは言うまでもない。つまり、投資がグローバルに展開されるならば、世界の資源配分を改善する方向に働く筈である。このような観点から、海外投資に関するルール策定については、ウルグアイ・ラウンドでも重要な論点として取り上げられ、TRIM協定が合意されている。しかし、TRIMの規定する対象範囲・参加国は極めて限定的であり、法的な拘束力がないことなどの難点があった。一般に、投資に関する国際ルールとしては、二国間投資協定、OECDの資本自由化コード等あるが、いずれも貿易に関するGATTのような多角的で包括的なルールは存在せず、かなりの参入障壁があるのが実態である。

2) 対外投資の効率的資源配分

WTO協定にしたがって、WTOに加盟する国・地域すべてはウルグァイ・ラウンドで作成された諸協定を一律に一括して受け入れることが条件とされている。TRIMもその協定の一つであり、そこにはローカルコンテント要求、輸出入均衡要求、輸出制限、為替制限を通じた貿易制限などの4つの措置は明示的に禁止されているが、それ以上の禁止措置はなく、投資の受け入れにはかなりの参入障壁があることに変わりはない。

このような状況の中で、投資の自由化と投資の保護に関して、OECDが1995年5月から包括的かつ法的拘束力を持つ多数国間協定MAI(多数国間投資協定、Multilateral Agreement on Investment)の策定を目指したが、98年10月にフランスが交渉不参加を表明したことから、行き詰まっている^{注3)}.

注3) MAIは、高い投資水準の自由化と投資保護、効果的な紛争解決手続、非OECD加盟国への条約の開放、などを目標に交渉された。フランスの交渉不参加の理由としては、投資家が国家を提訴できる紛争解決手続から国家主権に関する問題発生の懸念、および一部の国に与えられるかなりの留保条件から、フランス企業の利益が限定されるからといわれる。

WTOでも、96年12月のシンガポール閣僚会議以降、貿易と投資に関する作業部会が設置され、数回の会合が行われているが、2000年に予定されているWTOの次期交渉に委ねられているのが実状である。一般的にいえば、多数国間の投資ルールの策定に積極的な先進国と、具体的なルール策定の議論の開始に消極的な開発途上国の間に大きな認識の相違があることが問題の進展を阻んでいると言えよう。

包括的な直接投資のルールができれば、少なくとも投資家にとって、予期しない不利な競争条件を突きつけられたり、特別に不利な差別的な取り扱いを受けたり、突然に外国資本に対して新しい制限が課されたりするなどの、海外投資に対する不安は取り除かれる。この結果、事業拡大への信頼関係が投資受入れ国との間に築かれ、直接投資にとっての基本的な枠組みができる。多数の投資国にとって公平な共通ルールが整備されれば、企業の事業活動の基盤が拡大される筈である。1999年末に発表された中国政府筋による対外投資家に対する不良債権の非補償通告などは、中国に対する投資先としての不信を募らせる恰好の例と言えよう。

ただ、短期資本の流入をめぐっては、アジアの経済危機などに典型的に表れたように、その投機性が開発途上国の金融システムの脆弱性と重なって、対外投資一般に対する評価を著しく歪めたことは間違いない。これは短期債務の問題(短期資本移動一般に関連する問題)として、その対策を考えるべき問題であり、直接投資とは異なる問題と理解すべきであり、直接投資に関する包括的なルールの作成は緊急の課題であることは言うまでもない。

(3) 知的所有権、競争政策などの協定とルールの作成

ここでは、知的所有権、および競争政策についてのみ簡単に触れておきたい。電子商取引や国際標準化問題は行論の中で必要な限りで触れる予定である。なお、ダンピング問題は後に節を改めて触れる。

1) 知的所有権

ウルグァイ・ラウンドで合意されたTRIP協定は、TRIMなどと同様に95年1月からWTOの協定の一部として発効している。

グローバルな競争は海外からの先端技術の導入を活発にしているが、研究成果を生み出すために要する研究開発のコストを考慮すれば、研究開発へのインセンテイブを損なわないためにも、国際的な観点から開発者の知的所有権を保護するルールが必要なことは言うまでもない。各国が特許制度などで新技術の開発を保護しているのと同じ理由である。既に1967年に設立されている国連のWIPO(世界知的所有権機関、World Intellectual Property Organization)での議論と調和した検討が必要であろう $^{i\pm 4}$. アメリカの主張する特許に関する先発明主義と伝統的な先願主義の調整を含む特許実態面の運用の問題、ネットワーク社会の進展に則した知的所有権の保護の問題、さらに、ブランドイメージを損な

注4) 国連の専門機関としてWIPO (世界知的所有権機関, World Intellectual Property Organization) が1967年に発足している。しかし、TRIPは条約締結国の数がWIPOの90から123に増加しているだけでなく、最小の保護基準として各国の法定化による実行に焦点を置いたより強力な条約で、知的所有権に「ただ乗り」することを不可能にすることを意図している。

う知的所有権の使用禁止などの問題が、2000年以降の協定の見直し作業の中心になる筈である。

急速に発展している先端技術、とくに情報通信分野において開発される新技術は、その利用者にとって相互に互換性を持ち、世界的に標準化されている技術であることが、利用便益を増進させる上で決定的に重要である。いわゆるネットワークの外部効果を発揮させ、自由な国際間取引を拡大させることができるからである。このため、少なくとも技術の基本的な部分については、国際的に共通の規格をもつ必要があろう。実際、国際標準化については、ISO(国際標準化機構;International Organization for Standardization)や、各自由貿易協定内の地域的な枠組みの中で進められているようである。

2) 競争政策

既に触れたように、グローバル化が財の貿易からサービス・投資・技術・情報・労働へと多様化するにつれて、各国の法制や制度の相違が自由化の障害として次第に表面化してきた。一つには、東京ラウンド以降、いわゆる非関税障壁が除々に撤廃されて来たこともある。とくに、独占禁止法の運用に関する各国競争政策当局のスタンスの相違、商慣習に基づく制度の相違が自由な競争を阻害するからである。確かに、国際的な競争を意図的に排除するための政策措置が取り除かれねばならないのは当然だし、展望もなく非効率企業を一時的に助けるための法律の設定や、補助金や補助制度の存続は競争意欲のある企業の効率化へのインセンテイブを著しく失わせるから、長期的にも短期的にも最適な資源配分を妨げることは明らかである。しかし、各国固有の制度の中には、各国の生活文化に関連したものがかなり多い。例えば、環境資源や社会共有資源に関する社会的評価(限界代替率)は人々の選好に関するものであり、世界共通のルールはそもそも設定できる性格のものではない。つまり、国家主権に属する問題があることに注意する必要があろう。

貿易と環境の問題は、まさにこの種の制度の同一化を考える際の一つのヒントを与える と思われる。

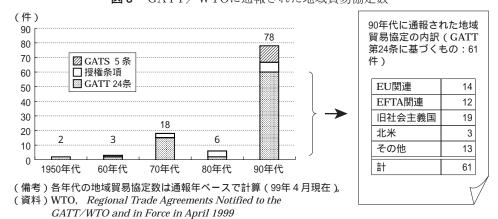


図3 GATT/WTOに通報された地域貿易協定数

Ⅲ.グローバル化と地域統合・連携の問題

80年代初期以降,世界経済はまさに地域統合・地域連携の花を一気に開花させたかの感を呈している(図3)。まず,欧州共同体(EC)では単一欧州議定書が発効し,99年のユーロ誕生(通貨統合)にいたる一連の欧州統合の実現に向かって着実にその歩みを続けてきた。つまり,メンバー諸国間の関係の深化,市場統合(92),マーストリヒト条約(93)などを経て,経済同盟(EU),通貨同盟(EMU)を次々に実現させて来た。他方,これまで地域協定に反対し,光栄ある孤立を続けてきたアメリカは伝統を逆転させて,カナダとの自由貿易協定(89)の策定に踏み切り,さらにメキシコを加えてNAFTA誕生(94)へと自由貿易協定を発効させた。一方,アジアでは,60年代に発足しながら小さな域内貿易しか達成できなかったASEAN諸国を中心にして,93年にアジア自由貿易地域(AFTA)が発効した。また,これまで地域協定から無縁であった日本も,シンガポールとの間で自由貿易協定を発効させる交渉が進んでいる。

かかるブロック化が自由な貿易・投資体制と矛盾するかどうかは、結局において各ブロック化の意図する通商戦略に依存している。域内のみの自由化や自由化ルールの取り決めが、結果的に域外諸国との差別を拡大してWTOの多角的な自由化努力を否定するような事態が発生したり、他地域に連鎖的な経済ブロック化を誘発するような事態になれば、GATT以来の多角的通商システムの発展にとって重大な障害になる。グローバル化と併行して進行しているこのような地域統合・連携の動向をどのように評価すべきなのか、GATT24条との関係を含めて検討しておこう。

(1) 最近の地域統合の特徴.

ここでは便宜的に、複数の国が法的な協定によって制度化され、相互に結びついている地域を地域統合と呼び、協定などの枠組みによらない統合を広く地域連携と呼んでおこう。統合の中でも、EUのように、自由貿易地域(域内関税をゼロに設定)、関税同盟(域外国に対して共通関税率を設定)、共同市場(資本・労働移動の自由化)、経済同盟(租税、経済政策など政策目標の共通化)、最後に通貨統合(共通通貨の設定)へと、着実に統合の度合いを強めた地域統合もある。他方、NAFTAのように自由貿易地域であり、対外共通関税は持たない(したがって関税同盟ではない)けれども、単なる貿易自由化を超えて投資の包括的取決めや、サービス貿易、知的所有権に関する規則、政府調達、労働、環境に関しても協定が結ばれ、当初から国内制度までを調和させようとする地域統合もある。もちろん、制度化されていないAPECのような地域連携もある。

なお、以下では、地域統合・連携と多角的通商システムの関係に焦点をあわせるので、各地域統合が形成された目標とか基本的な性格などの問題には立ち入らない。ただ、アメリカの保守主義的な動きとも関連するので、統合の影響に関する実例についてはNAFTAを中心に若干の言及をする。これはNAFTAの投資規制ルールがローカルコンテンツ規制と関連するからでもある。

(2) GATT24条との関係

めている.

GATT24条は、1)域内国(実際は関税同盟・自由貿易構成国)と域外国との間の関税・通商規則を地域統合前よりも高くしたり、制限的にしたりしてはならない;2)域内国間の原産品に関するすべての貿易について、関税・その他の制限的通商規則は廃止されていなければならない;3)地域統合を組織し設定するための中間協定は、妥当な期間内に完成されるための計画と日程を含むものでなければならない、ことを条件に地域統合を認めている。

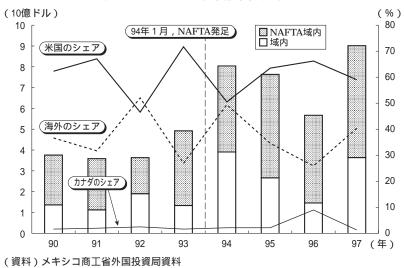


図4 メキシコの直接投資受入状況

24条(とくに、2))の解釈については諸説があるが、ウルグァイ・ラウンド合意の一部として、その解釈についてより明確化されたといわれる。また、GATSの第5条には、GATT24条と同じ経済統合に関する規定が設けられている。かなり広い範囲のサービス分野を対象としている同協定は、締約国間で内外差別的な措置が撤廃されていること(または合理的な期間内に撤廃されることが定められていること)を要件として経済統合を認

しかし、GATTが起草された状況からみて、24条で想定されていた経済統合は、最近のEUやNAFTAのような世界経済の中心的な役割を果たす地域統合を想定していたわけではないから、GATTとの整合性につて明確な判断がなされてこなかったというのが実際であろう。

(3) 地域統合の多角的通商システムに及ぼす影響と戦略的側面(NAFTAを事例に)

1) まず、地域統合が域内の貿易量・海外投資の受入れを増大させる要因になっていることは言うまでもない。予想されたように、NAFTAが発足した94年以降、域内からのメキシコへの直接投資は大きく拡大した。とくにアメリカからの投資が大きい(図4)。こ

れは、アメリカ企業が人件費の安いメキシコに生産拠点を移転させたこと、およびメキシコ自身のアメリカ市場への貿易の拡大と、その結果期待されるメキシコ経済への成長期待が投資受入れを加速させたからである。

2) さらに、域外地域からの直接投資もNAFTA発足以後、ほぼ拡大していることも興味深い点である。しかし、これについては、やや慎重な検討が必要であろう。

まず、例え絶対的なレベルでは域外からの輸入障壁は高くなっていなくとも、相対的には域内に比べて高くなっているから、域外企業がNAFTA域内への直接投資を増加させる誘因は高くなっている筈である。とくに、NAFTAでは厳しい原産地規制があって、輸出品がこの原産地規制を満たさなければ、域内への輸出について関税率上での有利な条件を受けられないようになっている。このため、NAFTAへの直接投資の中には、ローカルコンテント規制をクリアーして域内関税撤廃の恩恵を動機にするものもあると考えるのが自然であろう。つまり、NAFTA発足によって域外からも直接投資が増加したからといって、NAFTAが多角的な通商システムの発展に寄与したという理解は必ずしも適切ではない。

3) 地域統合を利用して、NAFTAの原産地規則によるローカルコンテント規制の恣意的な運用や、後に触れる反ダンピング措置の適用といった複雑な保護政策手段が戦略的に利用されるときには、域内を構成する国の統合前からの保護主義的政策がむしろ増幅されて、世界経済全体の資源配分に大きなマイナスの効果を与えることは確実であろう。実際にも、NAFTAでのローカルコンテント規制は、それ以前のアメリカ・カナダ2国間自由貿易協定貿易における規制よりも厳しくなっており、域外に対する貿易障壁を高めるような域内特恵原産地規則を制定し、運用している。

実際、EU拡大に伴う域外共通関税の引上げに伴う貿易障壁の上昇、先に触れた NAFTAの原産地規則の運用などを見ると、地域統合が多角的通商システムの志向すると ころとは必ずしも一致しているとはいえない。むしろ、ブロック化の懸念が顕在化する可 能性を否定できないように思われる。

4) 理論的にも、GATT24条が規定するように、地域統合は、例え域外国の関税率を高くしない場合でも、域外地域の経済厚生を悪化させる可能性があることは、いくつかのモデルで証明されている^{注5)}.

また、最適通貨圏の理論によって示唆されるように、たとえ共通通貨圏を作り上げて も、通貨圏における経済統合の度合いが低かったり、産業構造の特化度が著しく高い国な いし地域は、いわゆる最適通貨圏の条件を満たさないから、経済厚生を最適にすることは できない。したがって、すべての経済統合が世界全体の経済厚生に必ずプラスの影響を与 えるとはいえない。

ここで、地域統合が域内、域外にどういう経済効果を及ぼすかについて、伝統的な国際 貿易論の観点から簡単に評価しておこう。まず、完全競争を仮定すれば、経済統合による 域内関税の撤廃が域内貿易を増大させる貿易創造効果を持つことから、加盟国の経済厚生

注5) 例えば、P. Krugman, "Is Bilateralism Bad?" in *International Trade and Trade Policy* (E. Helpmanand R. Assaf (Eds) MIT Press; またはJ. Goto and K Hamada, "Regional, Economic Integration and Article XXIV of The GATT" (Discussion Paper) を参照.

を高めることは言うまでもない. しかし,統合によって域外からの輸入が域内の生産によって代替される貿易転換効果は,世界の効率的資源配分を阻害するマイナス効果を発生させる. これら2つの効果は,必然的に,次のような交易条件効果を生みだす. つまり,地域統合によって大国になる場合には,域外に対する需要は減少するから,域外の輸出価格は低下する. この結果,域内国の交易条件は改善し,域外国の交易条件は悪化する. また,域内の産業は市場拡大効果によって,規模の利益を享受できる. さらに,より競争的な市場の誕生により,価格支配力を持つていた大企業の価格を低下させる競争促進効果が期待される.

以上の諸効果を総合すれば、地域統合によって域内諸国の経済厚生が増加するかどうかは、貿易転換効果のマイナス分を超えるだけの十分なプラス効果がその他の効果から発生するかどうかに依存する。一般に、域内にプラスを生まないような地域統合であれば、そのような地域統合はやがて消滅するであろうから、地域統合がかなりの期間にわたって継続されている限り、域内の経済厚生は増加していると考えてよいであろう。問題は、域外諸国に及ぼす効果である。地域統合の結果、大国の仮定が成立するときには、市場拡大効果と競争促進効果によって域内の所得は増大し域外への需要も増加するので、貿易転換効果のマイナス分は相殺される可能性が生じる。したがって、地域統合が域外国にマイナスの影響を及ぼすとは限らない。

この点、Kemp and Wan(1976)によって、地域統合が経済厚生を改善する十分条件の一つとして、「貿易転換効果が域外関税によって相殺されるならば」という結果は極めて重要であると言えよう。貿易転換効果が相殺されるなら、残るのは貿易創造効果であるから、世界全体にとって経済厚生は改善されることになる。さらにKempらは、この関税同盟を拡大していくインセンテイブが持続するならば、やがて、自由貿易に行き着くことを示唆していている 160 . このような観点からすれば、先に検討したGATT24条やGATS 5条の地域統合に関する規定は理論的に必ずしも適切とはいえないことになる。

また、セカンド・ベストの理論が示唆するように、ベストの均衡条件が満たされないような制約があるときに、域内の貿易障壁を完全に除去することは、部分的に除去するよりも経済厚生を低下させる可能性を発生させる。したがって、GATTのMFN原則を根拠に、地域統合に関する域内と域外の貿易障壁を完全に除去すべきであるとする基本原理は、より厳密に検討されてしかるべき問題であろう¹²⁷)。

5) 最後に、最近の地域統合はWTOの目標とする自由・無差別・多角的な世界貿易・ 投資を実現するための補完的な役割を果たすもので、かっての地域統合とは基本的に異な るという主張について検討しておこう。

まず、1930年代に頻発した、いわゆる地域統合の第1の波は、むしろ自由で無差別な世界貿易の構成メンバーからの離脱を意図した国や地域によって形成された統合であった。

注6) M. C. Kemp, and H. Y. WAN, "An Elementary Proposition Concerning the formation of Custom Union", *Journal of International Economics*, Vol.6, 1976.

注7) 例えば, R. G. Lipsey and K. Lancaster, "The General Theory of the Second Best", Review of Economic Studies, Vol.24, 1956; J. E. Meade, The Theory of Custom Union, 1955, North-Hollandを参照.

また、1950-60年代の地域統合は、第2次世界大戦後の経済復興を地域中心に達成するために多発した第2の統合の波と呼ばれたものである。これに対し、現在の第3の波と呼ばれる地域統合は、グローバル化に対応した自由・無差別・多角的な通商システムの代替的な組織ではなく、むしろそれを補完する地域統合であるという考え方である。実際、サービス分野における南北間の生産性の格差や、情報通信分野における地域格差等を考慮すると、多様なグローバル化の進展による自由化の対象範囲のすべてについて、完全な多角的通商システムを早急に実現できる可能性は極めて少ない。とすれば、同じ考えを持つ国ないし地域が統合することによって、むしるWTOが十分にカバーしていないサービス貿易や直接投資の分野で自由化を先行させるならば、多角的な自由化へのモデルともなるし、その参加国を拡大させていけば、究極の目標に対する補完的な機能を果たすという戦略的な利点を強調するのが、この主張の要点である。

確かに、最近の地域統合をかっての地域統合と同列に論じるのは適切ではないであろう。事実、GATT24条やGATS 5 条の統合条件を少なくとも満たす以上、GATTの理念と相反する方向を志向したものではないことは明白である。しかし、各地域統合の戦略的要素を考慮すると、上記3)で指摘したような反論が十分に予想されよう。つまり、各国の経済状況や、各地域統合間の政治経済的な動向に対する反応如何によっては、どちらの方向にも動く可能性を完全には否定できないからである。いいかえれば、地域統合には、グローバルな自由化に結びつくプラスの場合も、また、グローバルな自由化の障害になるマイナスの場合のどちらにもなりうるのである。つまり、どのような地域統合であれ、グローバルな自由化に結びつく努力をしなければ、単なるブロック化に止まるということである $^{i\pm 8}$.

(4) 地域統合と多角的通商システムとの整合性

地域統合が多角的通商システムの理念と矛盾しないだけでなく、両者の整合性を高めるためには、ややトートロジーだが、財・サービスの貿易のみならず、投資などの生産要素を含む対象分野において、グローバルな自由化を一段と進め、その実績を世界に示すことである。また、GATT24条の要件をより明確化することで、地域統合への規律をより透明にすることも必要であろう。WTOでは、既にこの方向へ向けて、地域統合ごとに作業部会が設立されているようである。

注8) 地域主義ないし地域統合の評価については、「GATTは死んだ」といった終末論的な意見から、より統合されたグローバルなシステムに向かうとする意見まで、多様なスペクトルに別れている。最も中庸な意見としては、例えば、J. Bhagwati, World Trading System at Risk, 1991, Princeton Univ. Press; J. Bhagwati, "Reginalism and multilateralism: An Overview", in New Dimension in Regional Integration (Eds. By J. De Melo and A. Panagariya), 1973, Center for Economic Policy Research, Cambridge. を参照.

バグワテイは地域協定によって、よりグローバルなシステムに向かうブロック化を"building block"、システムを細断する方向に向かうブロック化を"stumbling block"と呼んでいる。つまり、どちらの方向にも向かう可能性があることを指摘している。

Ⅳ.アメリカの通商戦略:最近の反ダンピング提訴問題を中心に

(1) アメリカの反ダンピング措置とアメリカの通商政策

アメリカは1970-85年の経済停滞期(ベトナム戦争,2度にわたる石油危機,経常収支赤字)に、GATT6条に根拠を持つアンチ・ダンピング(AD)規定を広範に適用し、アンチ・ダンピング税や相殺関税といった規制措置による輸入規制を実行した。また、GATT枠外の輸出自主規制という灰色措置をも採用して、貿易制限的措置を拡大した経緯がある。しかも、1974年には通商法を成立させ、外国の不公正貿易を是正することを理由に、これに対抗する権限を大統領に認めた通商法301条を誕生させた。さらに、この条項を積極的に活用させるため、米国通商代表部にこの権限を認めたスーパー301条が88年の包括通商強力法となって成立している。

このように、戦後の通商システムを積極的にリードしてきたアメリカが、時にGATT の理念と相反すると見られる通商政策を展開してきた背景には、行政府である大統領府と アメリカ議会との間に、通商システムに対する特異な関係があることに注目する必要があ る。もともと、戦後の通商システムとしてITO(国際貿易機関)の設立を規定したハバナ 憲章(1948)に調印しながら,主役であったアメリカは議会での批准が得られなかった. この影響もあって、調印した他の諸国も批准が得られず、ITO構想は挫折した経緯があ る. 1947年10月にジュネーブで行われた第1回の関税引き下げ交渉の成果として採択され た「関税と貿易に関する一般協定」の暫定的適用によるシステムが戦後の通商システムの 誕生となったいわゆるGATTである.しかし,アメリカはGATT(またこれを引き継い だWTO) についても、これを条約として批准しているわけではない。つまり、GATTや WTOに対しては大統領の行政権限の問題として委託しているに過ぎない。したがって、 議会による承認が得られないときには、行政府による委託は有効でなく、効力を持ち得な い.このため,GATTやWTOの各種の協定に対するアメリカの態度は一般に極めて冷淡 である.議会で成立した通商法がすべてに優先する関係にある.これは,地球サミットな どでの議定書についても同様であり、対外的には、アメリカは常に大統領府と議会の立場 を微妙に使い分けているようにさえ見える.

アメリカが通商戦略を巧みに使い分けているように見えるのものもこれと無関係ではない。第2次世界大戦直後の1950-60年代半ばまでは、ケネデー・ラウンドにおける一括関税引下げに象徴されるように、議会からの承認の下に50%の関税引き下げに成功している。まさに、多角的な自由貿易を柱とする(multilateralismの)通商政策であったといえよう。

しかし、70年-80代に入りアメリカ経済の地位が相対的に低下すると、1974通商法や1988年の包括通商強力法に見られるように、アメリカ議会が先頭に立って強力な国内法を成立させ、2国間関係を利用して、制裁措置をちらつかせながら相手国の市場開放を迫る一方的な解決(unilateralism)を図る通商政策に転換している。しかも、EUの台頭もあって、80年代後半からは、カナダ、メキシコとの自由貿易協定NAFTAを発足させ、地域統合による自由化という新しい通商政策(regionalism)を採用している。つまり、ア

メリカはその経済力の相対的低下を背景に、次第にmultilateralismだけでなく、regionalism、unilateralismを含む3つの通商政策ツールを使い分けて、自国の通商利益の最大化を計ってきたと言えよう。WTOへの紛争案件の申立て数も、また被申立て数もアメリカが最も多い。

(2) ダンピング提訴とGATT体制

アンチ・ダンピング(AD)措置は、もともとGATT発足時から、先進工業国が国内産業を国際競争から保護するために最も頻繁に用いて来た輸入制限手段である。それは、国内企業を市場から脱落させるような不当に低い価格での輸入を排除することを目的とした政策であるが、各国にAD法が成立し、GATT 6条のAD規定が合意された背景には、開放的な貿易システムを発足させるのに消極的であった当時の先進諸国内の保護主義的風潮を和らげる安全弁としても機能した点を見逃すことはできない。確かに、貿易自由化を実質的に進めるからこそAD措置が必要になるという側面があることを否定できない(貿易の自由化をしていなければ、そもそも何らかの貿易制限をしているから、保護措置の問題は生じない)からである。そして、これが、結果的に自由貿易体制の確立という戦後の国際政治の理念を保障するのに役立ったのである。

しかし、AD措置の実際の発動となると、貿易相手国との2国間問題であるため、輸入国によるAD規定の一方的な運用が懸念される状況が一般的であった。とくに、AD措置の乱用を防止するための実質的な合意作りに入ったウルグァイ・ラウンド初期の1987年以前では、AD関税発動の常連国はアメリカを初め、EC(現在のEU)、オーストラリア、カナダ、ニュジーランドがGATTに報告されているすべての国であった。

ウルグァイ・ラウンドでは、「1994年の関税と貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定」(AD協定)が合意された後でも、協定の運用に関し疑問点が多く、規定の乱用につながっているのが実状であり、あまり変化していない。以下では、ウルグァイ・ラウンド交渉に入ってから最近に至るほぼ10年の動向を素描しながら、アメリカのAD発動を中心にコメントすることにしたい。

(3) 最近のAD措置とその経済的コスト

まず、最近におけるAD措置発動の一つの特徴は、先に挙げたアメリカを初めとするこれまでの常連国に加えて、アルゼンチン、ブラジル、インド、韓国、メキシコ、トルコ、南アフリカのような途上国が新たにAD措置発動国に加わってきたことである。表 1 が示すように、99年には、途上国全体の発動件数はアメリカを超え、世界全体の40%にも達している。ウルグァイ・ラウンドの最終局面に近い93年時点では途上国全体で僅か10%であった数値と比較すれば、その発動件数の増加が如何に大きくなっているかが判ろう。これは、これら途上国が本格的に貿易の自由化に向けて動きだしたこと、また、これに対応して国内法(法律)制度が急速に整備されて来たことの反映であろう。この傾向は、今後も続くと考えられる。それだけに、94年のAD協定の具体的運用についての国際的なルールの策定が進まない限り、AD措置乱用の懸念はますます増加する可能性が高くなろう。

さて, 国別には, アメリカのAD関税発動件数は(被発動件数も)圧倒的に多い. 実

(件数:シェア%)

(AD課税件数)					(AD被課税件数)				
	93至	丰末	99年6月末			93年末		99年6月末	
先進国合計	593	(89.7)	633	(59.1)	先進国合計	259	(39.2)	350	(32.7)
EU	126	(19.1)	151	(14.1)	EU計	259	(39.2)	350	(32.7)
日本	1	(0.2)	1	(0.1)	日本	81	(12.3)	83	(7.7)
米国	293	(44.4)	336	(31.4)	米国	40	(6.1)	70	(6.5)
カナダ	78	(11.8)	77	(7.2)	カナダ	18	(2.7)	20	(1.9)
オーストラリア	71	(10.8)	47	(4.4)	オーストラリア	3	(1.5)	7	(0.7)
NZ	23	(3.5)	21	(2.0)	NZ	2	(0.3)	4	(0.4)
途上国合計	68	(10.3)	483	(40.9)	途上国合計	401	(60.8)	721	(67.3)
メキシコ	28	(4.2)	83	(7.7)	中国	70	(10.6)	200	(18.7)
南アフリカ	7	(1.1)	83	(7.2)	台湾	37	(5.6)	60	(5.6)
インド	0	(0.1)	60	(5.6)	韓国	46	(7.0)	55	(5.1)
アルデンティン	2	(0.3)	42	(3.9)	ブラジル	29	(4.4)	45	(4.2)
トルコ	0	(0.0)	34	(3.2)	ロシア	10	(1.5)	39	(3.6)
ブラジル	28	(4.2)	35	(3.3)	タイ	16	(2.4)	33	(3.1)
韓国	2	(0.3)	28	(2.6)	インド	11	(1.7)	28	(2.6)
総合計	660	(100.0)	1,071	(100.0)	総合計	660	(100.0)	1,071	(100.0)

表1 AD確定措置件数の推移

(備考)過去発動され、93年末又は99年6月末時点で継続中(課税が継続中)の措置の累計件数 (資料)WTO半年次レポート

際、アメリカは98年以降、日本などからの鉄鋼輸入に関連してダンピングを理由に数多くのダンピング提訴を行っている。国内企業がダンピングにより損害を被っていることを証明できれば、通常の関税より高い関税(国内価格と輸出価格差であるダンピング・マージンを上限とするアンチ・ダンピング税)をかけることができる。このダンピング措置の発動に関しては、輸入国の裁量に委ねられている部分が多いため、保護主義的な輸入制限に戦略的に利用されている懸念が強い。

アメリカでは、94年のAD協定をアメリカ国内法に織り込むため、いくつかの方法が試みられて来たようである。アメリカでは、ダンピング・マージン率を決定する商務省 (DOC) と、ダンピングによる輸入が実質的な損害を引き起こしたかどうかを決定する国際貿易委員会 (ITC) に分かれているが、ダンピング認定に関する両者の細かい機能上の問題を別にして、ここでは、ダンピング算定の問題点を一つだけ挙げておこう。AD協定にしたがってマージン率を算定する商務省は、利用可能な最善の情報を利用することになっている。しかし、外国企業が算定の基礎となる必要資料を提供できないか、または提供しようとしない場合には、商務省は独自の判断にしたがって、代替的な情報源を商務省の裁量で決定できることになっている。つまり、外国企業は資料提供に協力的でないと判断すれば、アメリカの法体系では、商務省は国内企業が申し立てた(外国企業には不利な)資料をマージン率の算定に使用して良いことになっている。このような難点は他にも多々あるが、現時点では、AD乱用を防止するための具体的なルールの決定は、今後に持ち越されたままになっている。 150

実際、アメリカは、いくつかの問題で頻繁にWTOのパネルに提訴しているが、結果的

にEUや日本の主張が通り、アメリカの敗訴で決着したものが多いようである。しかし、AD問題は2国間協議で問題にされるのが実際だから、今後ともアメリカによる反ダンピング提訴が簡単に収まるとは思えない。

一般に、AD措置を発動する国は、逆に発動措置を発動される傾向があり、報復的な要素を持っている。明らかに、ADの発動は世界貿易を縮小させる。また、最終的にAD措置に至らなくとも、提訴があると、輸出国は輸出を抑制する傾向は否めないから、ここでも、世界貿易を縮小させるという悪循環をもたらす。しかも、AD措置発動国は外国からの安い製品が輸入されなくなり、結果的に国内の高い非効率な製品を利用せざるをえなくなるから、国民経済の経済厚生にマイナスの影響を与えることになるのが普通である。この意味でも、AD措置の乱用を抑える工夫が必要である。

国内の独占禁止法における不当廉売の適用に不透明さが付きまとうのと同じように、AD条項は本来非効率な企業の温存に悪用され易い条項だけに、生産費の測定などに関して、厳密な発動規律を策定すべきである。とくに現在の状況では、開発途上国が今後この反ダンピング措置で提訴される可能性が高いだけに、開発途上国をも含む多角的通商システムを成功させるための一つの重要な課題と言えよう。とくに、AD関税の発動に関連して、国内生産費の測定に関する情報の提供の点で、途上国側に情報収集(提供)能力に先

注9)参考までに、WTO移行時点において残存しているアメリカのAD指定件数を**補表**として以下に挙 げておく.

111142	M 1 O 45 1 1 m	WIC 40 10 ,0))	.)// 汉行[1]	1人妖(田川)					
	AD指定時点								
相手国	1960 - 69	1970 - 79	1980 — 89	1990 - 94	合 計				
OECD (除日本)	1	14	37	26	78				
日本		12	22	12	46				
ラテンアメリカ			18	11	29				
NICs		2	19	15	36				
中国			13	18	31				
LDCs (低開発国)				4	12				
旧ソ連圏		3 15		9	27				
旧東欧社会主義国			5	2	7				
その他			3		3				
合計	1	31	140	97	269				
	(産業別内訳)								
鉄鋼	1	3	66	43	113				
製造業		5	14	14	33				
化学		5	42	7	54				
エレクトロニクス		6	8	7	21				
農業		1	7	3	11				
繊維		2	3	1	6				
基礎商品		9	0	22	31				
合計	1	31	140	97	269				

捕表 WTO移行時点におけるアメリカ残存AD指定数(国別)

(資料) From http://www.ita.doc.gov./importdmin/records/sunset/finalsch.htm

進諸国との格差があるときには、既に触れたように、輸入国側の恣意性を高める要素になる問題を含んでいる。各国のAD法の運用には解決されるべき多くの問題が存在しているのが実情である。

さらに、各国の労働基準法が異なる上に、貿易関連の労働者の賃金、労働条件などが異なることも、ダンピング問題を複雑にしている。賃金の低いことが直ちにダンピングの理由とはならないが、第2次大戦直後まで、日本の低賃金を日本の価格が安い(ダンピング)理由とされた時代があった。途上国が経済発展を経て、生産性が先進諸国に追いつくまで、賃金格差の乖離は当然発生する一つのプロセスだが、開発途上国をめぐる貿易と労働の問題は、ダンピング問題としても一つの焦点になると思われる。注10.

V. 結びに代えて

古典的な自由貿易論が完全競争を前提としているとすれば、産業間貿易の説明は可能でも、産業内貿易の説明はできない。現実の先進国間貿易を説明するとすれば、収穫逓増の生産技術や製品差別化の独占的競争の理論を必要とする。しかも、グローバル化の進展は否応無しに財の貿易だけでなく、サービス、投資、情報、技術、金融、労働、が恰も統合された一国のように世界を自由に移動する。明らかに、伝統的な自由貿易論の前提とは異なる。したがって、WTO体制の下で多様なグローバル化に対応する自由化が着実に進行するならば、グローバルな競争を通して差別化された製品に特化する企業によって、産業内でコンテスタブルな競争が行われる。大企業といえども、世界の潜在的な競争者の参入を考慮しなければならず、常に新しい技術進歩のための研究開発投資を行う企業によって競争が行われる筈である。その結果、各国の消費者が選択する財は閉鎖経済の場合より多い選択肢を持つことができることになる。

途上国経済も次第に農業製品と工業製品の生産比率を変えながら、グローバル化を享受する。直接投資による技術導入が農業生産の生産性を高め、工業化への変換を容易にするであろう。グローバルな競争に参加すること無しには、途上国の発展が早まることはない筈である。

短期的には、財の貿易についてすら、市場をコントロールできる国内企業は、外国からの参入企業の市場へのアクセスを戦略的に阻止できる。まして、政府が公共政策を利用すれば、二重に参入障壁は高くなる。しかし、いま政府が世界的な資源配分の効率性に前向きであれば、「コンテスタブル・マーケットの理論」が示唆するように、例え各産業が寡占産業であっても、グローバルな競争が展開される世界市場で「コンテスタブルな市場」が成立すれば、恰も、完全競争に近い効率的な資源配分が達成できる。したがって、現代の世界貿易が志向する自由貿易の方向は、古典的な自由貿易ではなく、完全競争と同じ効率的な資源配分を導くような産業構造を誘導することではあるまいか。WTOのサービス

注10) 最近のアメリカのAD問題の理論的側面につては、例えば、R. Stiger, and F. Wolak "The Effect of Domestic Antidumping Law in the Presence of Foreign Monopoly", *Journal of international Economics*, (32), 1992, ; T. Purusa, "Why are so many Antidummping petitions Withdrawn" *Journal of international Economics*, (33), 1992, を参照.

貿易を含んだ貿易,投資への多角的通商システムはそれと一致している。それは、保守主義の貿易・産業政策では達成できない^{注III}。自由貿易論はこのようなグローバルなコンテスタブルなマーケットの理論が妥当する方向に向かっていると言えるのではあるまいか。 (平成12年11月4日受理)

注11) コンテスタブル・マーケットのの条件を簡単にまとめておけば、次のように言えよう。同質的な生産物を生産している複数の寡占状態;参入・退出は自由;各企業の(潜在的な参入企業を含めて)費用関数は同一;費用関数は規模の経済性を持つ(つまり、平均費用曲線は右下がりの部分を持つ);新規企業の参入と既存企業の退出はいつも可能であり、その費用はゼロである。